

TERASEL でんき 電気料金メニュー約款 (TERASEL/超 TERASEL)  
**新旧対照表**

2024年8月1日付で以下のとおり、電気料金メニュー約款の改定いたしますので、ご案内申し上げます。

1. 主な変更点

- ・小売電気事業者の変更
- ・九州エリア版の追加

2. 電気料金メニュー約款 (TERASEL でんき) 新旧対照表

該当条項	変更前	変更後								
表紙	小売電気事業者：九電みらいエナジー株式会社	小売電気事業者：九州電力株式会社								
第1条	<p>この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、当社が、<u>九電みらいエナジー株式会社</u>が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さままで一般配送電事業者の供給区域へ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める基本料金、最低料金、最低月額料金、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。料金メニュー約款に定めのない事項に関しては、本約款の定めを準用いたします。</p>	<p>この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、当社が、<u>九州電力株式会社</u>が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さままで一般配送電事業者の供給区域へ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める基本料金、最低料金、最低月額料金、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。料金メニュー約款に定めのない事項に関しては、本約款の定めを準用いたします。</p>								
第4条第1項	<p>1. TERASEL・超TERASEL            (北海道 B/東北 B/東京 B/中部 B/北陸 B)            (2)供給電気方式、供給電圧および周波数            供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="277 1659 842 1955"> <tr> <td>北海道、東北、東京エリア</td> <td>標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ)</td> </tr> <tr> <td>中部、北陸エリア</td> <td>標準周波数 60 ヘルツ (長野県の一部は 50 ヘルツ)</td> </tr> </table>	北海道、東北、東京エリア	標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ)	中部、北陸エリア	標準周波数 60 ヘルツ (長野県の一部は 50 ヘルツ)	<p>1. TERASEL・超TERASEL            (北海道 B/東北 B/東京 B/中部 B/北陸 B/<u>九州 B</u>)            (2)供給電気方式、供給電圧および周波数            供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="900 1697 1465 1991"> <tr> <td>北海道、東北、東京エリア</td> <td>標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ)</td> </tr> <tr> <td>中部、北陸、<u>九州</u>エリア</td> <td>標準周波数 60 ヘルツ (長野県の一部は 50 ヘルツ)</td> </tr> </table>	北海道、東北、東京エリア	標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ)	中部、北陸、 <u>九州</u> エリア	標準周波数 60 ヘルツ (長野県の一部は 50 ヘルツ)
北海道、東北、東京エリア	標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ)									
中部、北陸エリア	標準周波数 60 ヘルツ (長野県の一部は 50 ヘルツ)									
北海道、東北、東京エリア	標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ)									
中部、北陸、 <u>九州</u> エリア	標準周波数 60 ヘルツ (長野県の一部は 50 ヘルツ)									
第4条第2項	<p>2. TERASEL・超TERASEL (北海道 C/東北 C/東京 C/中部 C/北陸 C)            (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数</p>	<p>2. TERASEL・超TERASEL (北海道 C/東北 C/東京 C/中部 C/北陸 C/<u>九州 C</u>)            (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数</p>								

	<p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="279 376 842 672"> <tr> <td data-bbox="279 376 539 560">北海道、東北、東京エリア</td> <td data-bbox="539 376 842 560">標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="279 560 539 672">中部、北陸エリア</td> <td data-bbox="539 560 842 672">標準周波数 60 ヘルツ (長野県の一部は 50 ヘルツ)</td> </tr> </table>	北海道、東北、東京エリア	標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ)	中部、北陸エリア	標準周波数 60 ヘルツ (長野県の一部は 50 ヘルツ)	<p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="901 376 1465 672"> <tr> <td data-bbox="901 376 1161 560">北海道、東北、東京エリア</td> <td data-bbox="1161 376 1465 560">標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="901 560 1161 672">中部、北陸、九州エリア</td> <td data-bbox="1161 560 1465 672">標準周波数 60 ヘルツ (長野県の一部は 50 ヘルツ)</td> </tr> </table>	北海道、東北、東京エリア	標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ)	中部、北陸、九州エリア	標準周波数 60 ヘルツ (長野県の一部は 50 ヘルツ)
北海道、東北、東京エリア	標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ)									
中部、北陸エリア	標準周波数 60 ヘルツ (長野県の一部は 50 ヘルツ)									
北海道、東北、東京エリア	標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ)									
中部、北陸、九州エリア	標準周波数 60 ヘルツ (長野県の一部は 50 ヘルツ)									
<p>第 4 条 第 5 項</p>	<p>5. TERASEL 低圧電力（北海道/東北/東京/中部/北陸/関西/中国/四国）</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="279 1086 842 1382"> <tr> <td data-bbox="279 1086 539 1270">北海道、東北、東京エリア</td> <td data-bbox="539 1086 842 1270">標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="279 1270 539 1382">中部、北陸、関西、中国、四国エリア</td> <td data-bbox="539 1270 842 1382">標準周波数 60 ヘルツ (長野県の一部は 50 ヘルツ)</td> </tr> </table>	北海道、東北、東京エリア	標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ)	中部、北陸、関西、中国、四国エリア	標準周波数 60 ヘルツ (長野県の一部は 50 ヘルツ)	<p>5. TERASEL 低圧電力（北海道/東北/東京/中部/北陸/関西/中国/四国/九州）</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="901 1086 1465 1382"> <tr> <td data-bbox="901 1086 1161 1270">北海道、東北、東京エリア</td> <td data-bbox="1161 1086 1465 1270">標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="901 1270 1161 1382">中部、北陸、関西、中国、四国、九州エリア</td> <td data-bbox="1161 1270 1465 1382">標準周波数 60 ヘルツ (長野県の一部は 50 ヘルツ)</td> </tr> </table>	北海道、東北、東京エリア	標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ)	中部、北陸、関西、中国、四国、九州エリア	標準周波数 60 ヘルツ (長野県の一部は 50 ヘルツ)
北海道、東北、東京エリア	標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ)									
中部、北陸、関西、中国、四国エリア	標準周波数 60 ヘルツ (長野県の一部は 50 ヘルツ)									
北海道、東北、東京エリア	標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ)									
中部、北陸、関西、中国、四国、九州エリア	標準周波数 60 ヘルツ (長野県の一部は 50 ヘルツ)									
<p>第 4 条 第 6 項</p>	<p>(追加)</p> <p>6. TERASELバリューズ中国 B ※2025年1月31日時点新規受付停止</p> <p>(1) 適用条件</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします</p> <p>(a) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用します。</p> <p>(b) 2024年8月31日時点で当社が提供しているバリューズでんきバリューズBセット+プランに契約をされていたお客さま。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧</p>									

200ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

**(3) 契約容量**

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。

(a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合  
契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1/1000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

(b) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合  
契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1.732 × 1/1000

**(4) 電気料金**

1月の料金は、料金メニュー約款別紙 2 (料金メニュー表) に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

**(a) 基本料金**

基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき料金メニュー約款別紙 2 (料金メニュー表) のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

**(b) 電力量料金**

電力量料金は、その1月の使用電力量によって料金メニュー約款別紙 2 (料金メニュー表) にもとづき算定いたします。

第 4 条  
第 7 項

(追加)  
7. TERASELバリューズ中国低圧電力

※2025年1月31日時点新規受付停止

**(1) 適用条件**

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

(b) 1 需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、一般送配電事業者が適当と認めるときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(c) 2024年8月31日時点で当社が提供しているバリュースでんきバリュース低圧電力プランに契約をされていたお客さま。

**(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数**

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、以下のとおりといたします。

中国エリア	標準周波数 60 ヘルツ
-------	--------------

**(3) 契約電力**

(a) 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別紙 1（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものとします。）についてそれぞれ次の (イ) の係数を乗じてえた値の合計に (ロ) の係数を乗じてえた値とします。[ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は下記 (b) に準じて算定し、(ロ) の係数を乗じないものといたします。]

(イ) 契約負荷設備のうち

最大の	最初の 2 台の入	100 パーセント
-----	-----------	-----------

入力の ものか ら	力につき	
	次の2台の入力 につき	95パーセント
	上記以外のもの の入力につき	90パーセント

(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部 分につき	70パーセント

(b) お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(イ) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1/1,000$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトとします。

(ロ) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times 1/1,000$$

#### (4) 電気料金

1月の料金は、料金メニュー約款別紙2(料金メニュー表)に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

##### (a) 基本料金

基本料金は、本約款第13条(料金の算定および算定期間)に定める算定期間1月につき料金メニュー約款別紙2(料金メニュー表)のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基

		<p>本料金は、半額といたします。</p> <p><b>(b) 電力量料金</b>  電力量料金は、その1月の使用電力量によって料金メニュー約款別紙2(料金メニュー表)にもとづき算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。この場合、夏季とは、料金メニュー約款第2条1.に記載の期間とし、その他季とは、料金メニュー約款第2条2.に記載の期間とします。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。ただし、計量値を確認する場合には、その値によります。</p> <p><b>(c) その他</b>  時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85パーセントとみなします。</p> <p><b>(5) その他</b>  <b>(a)</b> お客さまは、変圧器または発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。  <b>(b)</b> お客さまが、需要場所における主開閉器、負荷設備または受電設備を変更される場合は、当社に、あらかじめ申し出ていただきます。</p>																																													
<p>附則</p>	<p><b>料金メニュー約款の実施時期</b>  料金メニュー約款は、2024年4月1日より実施します。</p> <p><b>約款改定・改訂履歴</b></p> <table border="1" data-bbox="316 1395 659 1659"> <tr><td>2020年</td><td>4月1日</td><td>制定</td></tr> <tr><td>2021年</td><td>7月1日</td><td>改定</td></tr> <tr><td>2022年</td><td>6月1日</td><td>改定</td></tr> <tr><td>2022年</td><td>10月1日</td><td>改定</td></tr> <tr><td>2023年</td><td>4月1日</td><td>改定</td></tr> <tr><td>2023年</td><td>7月1日</td><td>改定</td></tr> <tr><td>2024年</td><td>4月1日</td><td>改定</td></tr> </table>	2020年	4月1日	制定	2021年	7月1日	改定	2022年	6月1日	改定	2022年	10月1日	改定	2023年	4月1日	改定	2023年	7月1日	改定	2024年	4月1日	改定	<p><b>料金メニュー約款の実施時期</b>  料金メニュー約款は、2024年8月1日より実施します。</p> <p><b>約款改定・改訂履歴</b></p> <table border="1" data-bbox="938 1395 1281 1697"> <tr><td>2020年</td><td>4月1日</td><td>制定</td></tr> <tr><td>2021年</td><td>7月1日</td><td>改定</td></tr> <tr><td>2022年</td><td>6月1日</td><td>改定</td></tr> <tr><td>2022年</td><td>10月1日</td><td>改定</td></tr> <tr><td>2023年</td><td>4月1日</td><td>改定</td></tr> <tr><td>2023年</td><td>7月1日</td><td>改定</td></tr> <tr><td>2024年</td><td>4月1日</td><td>改定</td></tr> <tr><td>2024年</td><td>8月1日</td><td>改定</td></tr> </table>	2020年	4月1日	制定	2021年	7月1日	改定	2022年	6月1日	改定	2022年	10月1日	改定	2023年	4月1日	改定	2023年	7月1日	改定	2024年	4月1日	改定	2024年	8月1日	改定
2020年	4月1日	制定																																													
2021年	7月1日	改定																																													
2022年	6月1日	改定																																													
2022年	10月1日	改定																																													
2023年	4月1日	改定																																													
2023年	7月1日	改定																																													
2024年	4月1日	改定																																													
2020年	4月1日	制定																																													
2021年	7月1日	改定																																													
2022年	6月1日	改定																																													
2022年	10月1日	改定																																													
2023年	4月1日	改定																																													
2023年	7月1日	改定																																													
2024年	4月1日	改定																																													
2024年	8月1日	改定																																													
<p>別紙2</p>		<p>(追加)  <b>別紙2 料金メニュー表</b>  <b>7.中国エリア</b>  <b>(4) TERASELバリュース中国B ※2025年1月31日新規受付停止</b></p> <table border="1" data-bbox="884 1904 1485 2119"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>TERASEL バリュース 中国B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料金</td> <td>契約容量1kVAにつき</td> <td>447.97円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>最初の120kWhまで</td> <td>29.87円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		TERASEL バリュース 中国B	基本料金	契約容量1kVAにつき	447.97円		最初の120kWhまで	29.87円																																				
区分		TERASEL バリュース 中国B																																													
基本料金	契約容量1kVAにつき	447.97円																																													
	最初の120kWhまで	29.87円																																													

電力量料金 (1kWhにつき)	120kWhをこえ 300kWhまで	34.94 円
	300kWh超過	35.41 円

(5) TERASELバリューズ中国低压電力  
※2025年1月31日新規受付停止

区分		TERASEL バリューズ 中国低压電力	
基本料金	契約電力1kWにつき	1,075.04 円	
電力量料金 (1kWhにつき)	夏季料金	契約電力 ×70kWhまで	25.60 円
		上記超過	40.20 円
	その他季料金	契約電力 ×70kWhまで	24.41 円
		上記超過	38.27 円

### 9.九州エリア

(1) TERASEL九州 B / 超TERASEL九州 B

区分		TERASEL 九州 B	超 TERASEL 九州 B
基本料金	契約電流 20A	602.78 円	632.48 円
	契約電流 30A	904.17 円	948.72 円
	契約電流 40A	1205.56 円	1,264.96 円
	契約電流 50A	1,506.95 円	1,581.20 円
	契約電流 60A	1,808.34 円	1,897.44 円
	電力量料金 (1kWhにつき)	最初の 120kWhまで	17.40 円
120kWhをこ え 300kWh まで		22.72 円	22.87 円
300kWh超過		25.57 円	24.29 円
最低月額料金		334.26 円	334.26 円

(2) TERASEL九州 C / 超TERASEL九州 C

区分		TERASEL 九州 C	超 TERASEL 九州 C
基本料金	契約容量 1kVAにつき	298.42 円	316.24 円
	最初の 120kWhまで	17.23 円	18.10 円

電力量料金 (1kW hにつき)	120kWhをこ え300kWhま で	22.49 円	22.87 円
	300kWh超過	25.31 円	24.29 円

(3) TERASEL九州低圧電力

区分		TERASEL 九州低圧電 力
基本 料金	契約電力 1kWにつき	972.63 円
電力 量料 金 (1kW hに つき)	夏季 料金	契約電力 ×120kWh まで 16.41 円 上記超過 25.83 円
	その 他季 料金	契約電力 ×120kWh まで 14.80 円 上記超過 23.29 円

**TERASEL でんき 電気料金メニュー約款 (TERASEL スマート)**  
**新旧対照表**

2024年8月1日付で以下のとおり、電気料金メニュー約款の改定いたしますので、ご案内申し上げます。

1. 主な変更点

- ・小売電気事業者の変更
- ・九州エリア版の追加

2. 電気料金メニュー約款 (TERASEL スマート) 新旧対照表

該当条項	変更前	変更後
表紙	小売電気事業者：九電みらいエナジー株式会社	小売電気事業者：九州電力株式会社
第1条	この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、当社が九電みらいエナジー株式会社が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さまで一般配送電事業者の供給エリアへ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める最低料金、基本料金、電力量料金、 <u>割引額、燃料費調整額</u> および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。	この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、当社が九州電力株式会社が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さまで一般配送電事業者の供給エリアへ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める最低料金、基本料金、電力量料金、 <u>燃料費調整額</u> および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。 <u>料金メニュー約款に定めない事項に関しては、本約款の定めを準用いたします。</u>
第2条 第25項 ～ 第29項		<p><u>25.平日昼間（夏冬）（九州エリア）</u> 毎年7月1日～9月30日および12月1日～翌年2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年2月29日までの期間）において毎日午前7時から午後9時までの時間をいいます。</p> <p><u>26.平日昼間（春秋）（九州エリア）</u> 毎年4月1日～6月30日、翌年の3月1日～3月31日および10月1日～11月30日の期間において毎日午前7時から午後9時までの時間をいいます。</p> <p><u>27.休日昼間（夏冬）（九州エリア）</u> 別紙4（休日）に定める日において毎日午前7時から午後9時までの時間をいいます。</p> <p><u>28.休日昼間（春秋）（九州エリア）</u> 別紙4（休日）に定める日において毎日午前7時から午後9時までの時間をいいます。</p> <p><u>29.夜間時間（九州エリア）</u> 毎日午前0時から午前7時までおよび午後9時から翌日の午前0時までの時間をいいます。</p>
第5条 第10項		<p><b>【九州エリア】</b></p> <p><u>10. TERASEL スマート九州</u></p> <p>(1) 適用条件 電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が10キロワット未満であるものに適用し</p>

ます。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数  
供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

(3) 最大需要容量  
最大需要容量が10キロワット未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

(4) 電気料金  
1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 料 金  
基本料金及び電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

基本料金	1 契約につき最初の10キロワット時まで一律	1,888円80銭
電力量料金	平日昼間（夏冬）	27円63銭
	平日昼間（春秋）	24円74銭
	休日昼間（夏冬）	22円01銭
	休日昼間（春秋）	18円61銭
	夜間	14円59銭

附則

**料金メニュー約款の実施時期**  
料金メニュー約款は、2024年4月1日より実施します。

**約款改定・改訂履歴**

2021年 12月 1日制定
2022年 6月 1日改定
2023年 7月 1日改定
2024年 4月 1日改定

**料金メニュー約款の実施時期**  
料金メニュー約款は、2024年8月1日より実施します。

**約款改定・改訂履歴**

2021年 12月 1日制定
2022年 6月 1日改定
2023年 7月 1日改定
2024年 4月 1日改定
2024年 8月 1日改定